慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	独逸中央党の労働者保護運動
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.6 (1910. 6) ,p.655(27)- 694(66)
JaLC DOI	10.14991/001.19100615-0027
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100615-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

獨逸中央黨の勞働者保護運動

田中萃一郎

曰くミル氏「自由論」曰くスペサンー氏「社會學研究法」曰くベージオット氏「物理學と政治學と」曰くカーライル氏「過去と現在と」曰くラスキン氏「時代と潮流と」一這般政治學上の傑作相次で公にせられ、以て斬新なる意見を英國の思想界に普及せしめたるの偉觀は、實に前世紀中葉の事に屬し、最近一世代又一般政治學に亘り、英人の思潮を左右せる獨創的傑作の公にせられたるものあるを聞かず。「近世資本主義進化論」「帝國主義論」等幾多の著述を學界に寄與せるホブソン氏は頃ろ、之れが理由を説明して、一は專門的研究の益々盛んなるが爲と、一は社會主義が近代政治界に横行濶歩せるが爲にして、社會主義の提案と評論とは政治上に於ける活潑なる思辨論究の本流を爲すに至れり(a)と云へり。その大膽に主義を標榜すると、細心以て政策と公稱するとを問はず、苟くも正統個人主義に反對して、社會の幸福と云へる見地より政治經濟の問題を論議せんとするは現代の大勢なり。隨て眼識高

28

き宗教家は、その本來の主張を發揮し、この大勢に伴うて活動せり。獨逸帝國内舊教徒の組織せる中央黨の勞働者保護運動の如き、卽ち巧みにこの大勢を利用せるものにして、同黨が獨逸の政界に於て、最大政黨として跋扈を極むるは決して偶然にあらざるなり。余輩は以下聊か前世紀に於ける獨逸舊教徒勢力回復の次第より稿を起し、中央黨成立の事情を明にし、舊教徒の社會政策より轉じて中央黨の勞働者保護運動を論評し、以てその活動の一斑を示さんとす。

(a) T. P.'s Weekly. Vol. XV. p. 314

(二)

之を第十九世紀思潮の大勢上より論斷し去れば獨逸舊教徒の勢力回復は、保守主義、社會主義の勃興と等しく、啓蒙主義自由主義に反對して起れる、浪漫主義卽ち空想主義の一成果たり。而も Walter Struck の論文(a)等を參照して、稍や詳かにその勢力回復の經路を究めんに、佛國に於て大革命の當時、ゴール教會卽國教を掃蕩せしと同じく、獨逸に於ても亦第十九世紀の初に於て、僧正、大僧正等の領土を沒收せしが爲、近代の羅馬法王全能主義卽ち宗教上アルプ山南の制令を奉ぜんとせる越

山主義 Ultramontanismus を生ずるに至れるなり。從來僧侶は、領主たるの利害より時に羅馬法王廷の要求に反對するの自覺心を有せしが、領土沒收の結果、教會と國家との連絡、全く絶え、僧侶は甘んじて法王の制令を奉ぜんとするに至れり。加之、一旦 Febronius (1701-90) 一派の主張せる、羅馬反對主義は、獨逸民族思想の下に新舊兩派教義の確執をして次に衰へしめたりしに、今や宗教的精神は再び喚起せられ、且新舊兩教徒の關係頻繁を加へしが爲兩教徒間の混婚教育等の問題に付て、兩派の衝突は激甚となれり。更に從來舊教徒は多く、僧正大僧正等の領内に住ひしに今やバイエルンが新教徒の住居せる地方を兼併して領内宗派の統一を傷けしと同じくプロイセン、バーデン、ヴュルテムベルヒ等の新教國は新にあまたの舊教徒を支配するとなり而してその國教主義を固執せることは越山主義の勃興に大なる刺戟を與へたるものなりと云ふ可し。當時フエーブロニウス主義を懷抱せる Frhr v. Wessenberg (1774-1860) は獨逸の舊教徒を羅馬より獨立せしめ、且政府の干渉を免れて大管長の下に國教を起さんとを唱へしが、教會をして國君の干渉を受けざらしめんか、勢ひ羅馬法王廷をして直接僧正を統御せしめざるを得ずとて、越山主

義は主張せられ、而して同主義者は、ウエッセンベルヒ男の意見は貴族的なり上流社會的なりとて、自家の民主的傾向を暴露せり。各政府も亦男の主張を擇ばずとれ一は地方割據主義より國敎を好まざりしと、一はその革命前の制度に近かんと欲するものなることを疑ひしとの爲なりき。かくてウエッセルベルヒの意見は排斥せられ、獨逸全國と法王廷との協約は締結せられず、之に反して聯邦政府はかのがじゝ不利の協約を締結したり。法王廷は國敎を好まざるより、曾て瑞典には Upsala Lund の兩地に、英國には、York Canterbury の兩地に大僧正を置きたる先例に倣ひ、プロイセンには Köln と Posen とに、バイエルンには München と Bamberg に各々大僧正を置けり(b)。

當初越山主義を代表せるは僧侶にのみ止まりしが殊に勢力の大なりしは敎授 Liebermann の專心經營せるマインツの學校にしてヴチカン會議に出席して盛んに法王過誤なしとの敎義を說けるストラースブルヒの僧正 Räss スハイヤアの僧正 Weiss 舊敎徒大會を發起せる牧師 Lennig その甥 Moufang 敎理學者 Klee 並に獨逸越山主義の基礎を固うせるガイッセル何れも之れが出身者たり。この學校は

佛國の越山主義者と密接の關係を有し、Görres(1776–1848) 一派の浪漫主義者とは當初より交渉なく、レース、ワイッス何れも佛國の越山派文學を盛んに獨逸に紹介したり。而してこの一派をして俗間の民衆と相接近せしめし原因はプロイセンに起れる敎會の確執これなりとす。フリードリヒ大王は領土主義を執りシュレージエン併呑の結果、その死後一七八八年プロイセン政府は詔勅を發して舊敎に新敎と同一の資格を與へたるも、而も舊敎々會は國家より獨立せるにはあらず、僧正等は國家の官吏にして法王の權力は惟信仰の問題に對して行はるゝのみ。フーゴ・グロチウス、プッフエンドルフは勿論ゴール敎會所屬の舊敎徒も亦しかく說けり(c)。但し法王廷は敢て敎會主權說を放棄せるにはあらず、一八一五年以來協約締結の議あるや常に之を主張したり。而してプロイセンは舊敎々會に對しては從來の政策を更めざりしもウイーン公會の結果上述せるが如く新に舊敎地方を兼併することとなりしが爲め、形勢は既に一變したり。一八三五年法王グレゴール第十六世は、ボン大學敎授 Hermes (1775–1831) の哲學的敎理學に關する著述を禁書となし、キヨルンの大僧正 Frhr v. Droste (1773–1845) は、ボン大學生のヘルメースの

學說を聽講するを禁じ次でプロイセン政府が東部諸州に於て新舊兩教徒混婚所生の子女は父の宗教に從ふ可しと規定せるに對して豫め警戒する所あらんとし、所生子女を舊教信者たらしむ可しと約せざるものには教會に於て婚禮の式を擧行する勿れと命じ、かくて所謂キヨルンの教會爭議を釀したり。その極ドローステはミンデンに左遷されしも、一八三八年一月二十八日の閣令に於ては却て政府の讓歩となり、事實の上に於て新王フリードリヒ・ウイルヘルム第四世は舊教徒の要求を容れたり。斯くてバイエルン國王ルードウヰヒの推薦によりスパイヤアの僧正ガイッセル、乃ちドローステの後任となれり。

Johannes Geissel は一七九六年二月五日、バルッ選擧候領なる、Neustadt an der Hardt に近き一寒村に生れ、葡萄栽培家の子なり。時にその地は佛國に占領せられ、一年の後カムポ・フオルミオ條約により之に兼併せられたり。ガイッセルの青年時代にありて最も多く蕭陶を受けしはマインッ僧侶學校主事たりしリーバアマンにして、エルザアス人たるリーバアマンは、同盟列强がマインッを再び獨逸聯邦たらしめしことを憤りしことあり、隨てガイッセルも亦獨逸民族的感念を缺き、一八五六年ライン州に於てドローステと確執せる國王フリードリヒ・ウヰルヘルム第三世の爲に紀念碑を建てんとするや、その計畫に與らざりき。蓋しガイッセルは宗教の爲に盡力せるのみにして、純然たる政治上の問題には痛痒を感ぜざるが如く然りマインッ學校の創立者はリーバアマンと同じくエルザアス人たる僧正 Colmar にして、學校は僧侶養成部の外に、普通學部をも設けたり。コルマーもリーバアマンも共に佛國に於て政府の僧侶を左右することとなれるを擇ばず。リーバアマンは上帝の好ませ給ふは唯教會の自由あるのみ、Gott liebt nichts mehr als die Freiheit der Kirche との主義をその要義となせり。ガイッセルの思想は一八一八年十八歳にしてマインッの學校を卒業せし時に於て全く定まり、大人物の例として、以後新思想によりて感化されたるの形跡なく一八二〇年以來教會の自由を標榜せる雜誌 Der Katholik の寄書家たりき(d)。卒業の當時は鄕里にありて牧民の事に從はんとせしがコルマーの命により不本意ながらスパイヤアに新設の中學校の教師となれり。然るに職務に黽勉して、成績を擧げしより數年の後スパイヤアの再び獨立して僧正の任地となるや直ちに拔擢せられて、法職に就けり。

一八四二年春ガイッセルのキヨルンに榮轉せる當時ボン大學の神學部並にキヨルンの僧侶養成所共にヘルメース主義勢力ありしが新大僧正は先づ之が打破に全力を注ぎ三百人の僧侶に懲戒を加へて其目的を貫徹し、更に一歩を進めて僧侶の教育を越山派の主義に由らしめんとして奮鬪したり。既にして四十八年の革命は起れり、ガイッセルは祖國統一運動に向ては極めて冷淡なりしも革命の起るや直ちに起て之を利用して教會の權利を擁護せんとせり。初め一八四三年新刑法の草案ライン地方の反抗を買ひし時は、敢て表面に立たず、却て國王に上奏して、舊教の大僧正の同時にデマゴーグたらんことは思想上將た實際上到底想像し難き所なりと斷言し、隨て四十八年に於ても革命運動は之を排斥したり。當時のライン州の選擧には何れの候補者も漫然祖國の自由統一國威を標榜し大體に於ては敢て信仰の相違によりて選擧人の向背を異にするが如きとなかりき。即ちキヨルン市に於ては大僧正と共に新教徒にして自由主義者たる首相カムプハウゼンを伯林の憲法制定議會に選出したり。但し要するに急進派と立憲自由派一に保守派と、僧侶派即ち舊教派との三派の競爭にして、舊教運動の中樞となれるはキヨルンに於て市民中の有力家の組織したる舊教徒選擧委員會なりき。選擧は複選制により、五月一日選擧人を推選し、同八日議員を選出するの規定なりしを以て(e)右の委員會は四月十五日に公にせる、對選擧政綱に、Freiheit für Alle im Allem てふ警語を掲げ、教會をして國家より獨立せしめんことを望み、次で同三十日更に檄文を公にし原選擧人に向て右の政綱贊成の人物のみを推選せんことを要めたり。ガイッセルが直接之と關係ありしや否やは明ならずと雖も、その廻文に於て選擧に際し、教會の自由の爲に努力せんとを僧侶に命じたるを見れば精神に於て之に贊成なりしことは言を要せずして明なり。自由派急進派は、多年來政治運動に狂奔せしも僧侶派の選擧運動は僅に半箇月に渉りしのみ。而もライン州の市部と郡部とを問はず、急進左黨の勢力ありし地方を除くの外は、概して教會派の候補者當選せるより、反對派は聊か一驚を喫し、僧侶を驅使し得る越山派は夙に政黨として恰好の機關を具備せるの事實を發見したり。

次でガイッセルはキヨルンに部下の三僧正を會して協議せる後、五月二十二日を以て伯林に召集せられたる議會に臨みしに、部下の一人なるパーデルボルンの

僧正 Drepper も亦議員として來會したり。殆んど同時にマイン河畔のフランクフルトに集まれる獨逸憲法制定議會には同じく部下の一人たるミンスターの僧正 Müller ブレスラウの僧正公爵 Diepenbrock と共にプロイセンの議員として出席したり。フランクフルトに於ては舊教倶樂部議員の間に起れり、これ、臣民權利法第三條を議するに際し、公民として宗教上の權利を擁護するの必要を來せるを以てなり。尤もこの越山派の代議士は、極右黨より中央左黨に至るまで何れの政派内にも存し、デエペンブロックの周旋によりて數ば一堂に相會せしも所屬政派との關係を絶てるにはあらず、極めて自由なる團體を構成せり。その Steinernes Haus に相會せるより等しく同酒亭を會合所とせる極右黨と混同しその座長 v. Radowitz 又舊教派の會合にも座長たりしと云ふは大なる誤解たり。倶樂部員と云ふも別に名簿ありしにあらず、その數三四十名に過ぎずして、その各派に屬せしことは却て目的を貫く上に於て便宜を與へしものゝ如し。是より先舊教運動の首領等は大に奔走して三月革命の後間もなく、マインツに於て Pius-Verein と稱する舊教俗人の團體を起し夏季に於て之を獨逸全國に及ぼし。パーデンのみにてもその數

四百、會員の數十萬人に達せり。これ急進黨の Märzverein に對抗せしものとも見る可く、佛國式の民衆的示威運動を用ゐて、教會並に教育の自由を獲得せんと期せり。而してフランクフルトの議會に於て、僧侶派の提出したる教會と宗教的結社とを國家より獨立せしめんとの動議は議員の多數が政教問題の混淆によりて、立憲事業を蹉跌せしめんことを厭ひしが爲と、新教々會が突然國家との關係を絶つの困難なると、教會を獨立せしむる時は國家の側に於て更に防衛的法律を制定することとを要するとの理由によりて、委員會に於ては否決されしも、その本會議に附せらるゝや之に關して發言せしもの四十三人のうち、動議反對者は何れも舊教の獨立によりて國家を危うせんことを說き、越山派は教會國家各々その範圍を守りて平和的に共存し得可しとて之を駁し、教會に自治を拒むの不法を聲言し、舊教信者を以て組織せる、ピウス同盟會は三十萬人の署名を經たる請願書を提起し、此請願にして容れられずんば別に舊教徒のみを以て國會を組織せんとの色を示したり。かくてこの請願は議會を動かし自由主義の新教徒は何れも越山派の主張を容れ、舊教の組織も亦時代の精神によりて動かされずんば已まざる可しとて私に

心を安んせり。急進黨は勿論全然宗教的結社の獨立を許さんとし結局教育結社集會の自由確立し越山派は前望大に有望となれり。

獨逸第一の名刹たるキヨルンなるペテロ寺は、第十三世紀の中葉を以て、安礎式を擧行せしも第十五世紀以來建築を中止し、大革命の當時佛軍は之を以て倉庫に代用せしとあり、而も浪漫主義の勃興より中古ゴチック式美術の眞價發揮さるゝや建築工事繼續の議あり、我九百萬圓の巨資を投じて、一八四二年より八〇年に亘てその工を竣り、觀光の客をして、名詮自稱、羅馬人の殖民的都會たるキヨルンが、宗教上、思想上覇を西部獨逸に稱するの狀を想見せしむ。而して、一八四八年キヨルン伽藍建築法會を擧行するや、各信徒團體の代表者を糾合して一大團體を組織せんとの議起り、十月初旬初めてマインツに獨逸全土舊教徒の第一總會を開き獨逸舊教同盟會を創立したり。但しこの同盟會は政治上の目的を避けすべての舊教徒を網羅し、三月革命の結果としてフランクフルト議會に於て保證されたる教會教育の自由を擁護せんとせり。而して右の建築法會に際し、獨逸僧正會開會の議も亦起り、マインツ總會の後十四日にしてヴユルツブルヒに集まり、十月十九日より十一月十六日まで開會せる僧正の協議會に於てはガイッセル會長席に就きたり。決議の主旨は國家に對する教會の關係は分離にあらずして獨立なりと云ふに在りて、而して殊に注意す可きはこの僧正會は敢て革命を公認したり。抑も僧正が國家より獨立せんことを望むは卽ち下級僧侶に對して威福を弄し得るの位地に立たんが爲めにして、當時キヨルンの大僧正領にありても牧師 Bintrim 以下ガイッセルの專恣に反抗せるもの少からず。ウエッセンベルヒの感化なほ行はるゝバーデンにも亦同一の反抗運動ありしもガイッセルは能く之を壓するを得たり。但しヴユルツブルヒの會議に對しては Döllinger は大管長を戴きて獨逸國教々會を設立せんとを慫慂せしが容れられざりき。フランクフルトに於て制定せる獨逸憲法は世人の熟知するが如く朞年ならずして空文と化せしも、而も十二月五日伯林に於て發布せるプロイセンの欽定憲法に對して大に影響する所ありき。ガイッセルはヴユルツブルヒ會議結了後再び伯林に赴むき舊教議員の中樞となり憲法制定の事業に對して大にその意見を行ふことを得たり。蓋し議會に於て民主黨中の有力なる領袖たりし Waldeck が熱心なる舊教信者として直接

間接に大僧正の意見によりて動かされしが上、一八四一年以來教部省内に設置したる舊教局長 Aulicke の舊教の爲に盡力するあり、四十八年夏議會の憲法制定委員の提出せるアウリッケの草案も亦ツルックの草案に規定せる教會主權の主義を認めたり。保守主義反動の結果、伯林の憲法制定議會は十二月五日を以て解散されしも同日發布の欽定憲法は教會に對する問題に於ては之をフランクフルトの憲法に比する時は更に國家の監督權を制限したり(f)。これ全くガイッセルの意見行はれたる結果にして、ストルックが der Organisator des Ultramontanismus im Deutschland なりとガイッセルを評したる(g)は實にその當を得たるものなり。ガイッセルはその後一八五〇年を以てカーヂナルに叙せられ、一八六四年九月八日を以て天國に入れり。キヨルンの伽藍に參拜する者寺僧に質して初めてその內陣に於ける黃銅の墓表を知り之を俯視して自から畏敬の念を生じ低徊去る能はざるものあるは蓋しこの偉人に對する至情の發露なりと云はざるを得ず。

(a) Struck: Kardinal v. Geissel und die katholische Bewegung 1848.49, (J Preussische Jahrbücher Bd CXI. SS. 99-125)

(b) Roscher: Politik, S. 106.

(c) O. Mejer: Zur Naturgeschichte des Centrums. S. 20.

(d) Ebenda. S. 26.

(e) Kaufmann: Politische Geschichte Deutschlands in 19. Jahrhundert. S. 342.

(f) Knopp: L. Windthorst. S. 111.

(g) Struck a. a. O. S. 101.

(四)

プロイセン政府は、その後、益々反動政策に傾き、一八五〇年一月には憲法を修正せしも、その第十五條の規定は前憲法の規定に從ひ、新教舊教兩教會並に爾餘の宗教上の結社は、禮拜、教育、慈善を目的とせる設備の所有並に基金の使用に於て妨げらるゝことなし、と規定せり。舊教徒はこの憲法によりて保證せられたる權利を擁護せんとし、(a)一八五二年七月十六日省令を以て、教部大臣 Raumer が神學生に對し、耶蘇會徒管理の學校に學ぶことを禁ぜしを機とし、同年十一月三十日ライン、ヴェストファーレン兩州選出舊教所屬第二院議員六十三人は Reichensperger 兄弟並に v. Mallinkrodt 等を領袖として一派を起し、舊教派と稱せり。五十五年の所謂

郡長議會にはこの派は五十一人に減せしも他の無所屬舊教徒五人あり、波蘭派と共に常に來り投じて自衛の必要より自由黨と同一の態度を執れり。獨逸自由黨の領袖として侃諤の議を以て中外に聞えたるオイゲン・リヒターが青年の時ライン江上の汽船に同乘して親しく之と語を交へたりとて喜べるは卽ち兄アウグスト、ラインスバーガーなりき(b)少スパーンの説明によれば兩州選出の舊教議員が一派を組織せしは全くそのプロイセンの爾餘地方に對して孤立の地位に立ちしが爲めにして(c)五十八年自由主義内閣の新時代に入りて總選擧の行はるゝや、舊教派代議士の選出されしもの五十七人、時に自由主義者より合同の交渉ありしも議容易に熟せず結局之を謝絶するに決したり(d)而して宗派的名稱の不利なるを思ひて翌年より中央派と稱せしが、民族統一的思潮の昂騰するに從ひ、次第に萎靡し、六十三年には二十七人六十六年には十五人に減じ六十七年より議會に隻影を見ざるの狀態に陷れり。これ小國と大にその事情を異にするの點にして、バイエルン愛國黨の如きは獨逸統一の將に成立せんとせる一八六九年に於て、幾多の小黨を合同して組織せられ、自由黨に反對して、宗派的性質と分立的精神とを標榜して立てり(e)これ實に獨逸の覇權を握らんとせるプロイセンに於ては到底見る可からざるの現象なりき。

國民自由黨の主領としてビスマークの獨逸帝國建設事業を幇助せるベンニグセンと同じく前ハンノーヴァー王國地方より北獨逸聯邦憲法制定議會に選出せられたる短軀にして怜悧なる一人物あり。曾てハンノーヴァー政府に仕へて、法相の要職に立ち閣下の尊稱を有せり。これ卽ち Ludwig Windhorst にして、ウイントホルストはプロイセンのハンノーヴァーを併呑せるを懌ばず、保守主義僧侶派の多數の新政黨たる自由保守派に赴けるに反して、同志十六人と共に合衆國體同盟派を起したり。而も舊教徒が四分五裂各政派に投せるの時代は久しく繼續せず。帝國の創立と相前後して、羅馬法王が一方に於て俗界君侯たるの權利を失ふと共に他方に於て法王に過誤なしとの教理を定めて教界の專制君主たらんとするや、東海よりアルプ山脈に至るまですべての舊教徒は相團結して一政黨を組織するに至れり。是より先、一八六〇年三月卅一日キヨルン市の一書賈 Joseph Bachem は Die Kölnische Blätter と題する舊教主義の日刊政治新聞を創刊し、一八六九年一月一日

よりその表題を Die kölnische Volkszeitung と改めたり、これ去る四月一日を以て創立五十年紀念號を發行せる(g)大新聞にして、人口に膾炙せるキヨルニッシエ、ツアイッングに比するも敢て遜色なく今なほ越山派屈指の機關新聞たり。而して一八七〇年六月十一日の同新聞は舊教黨領袖の一人より寄せられたるものなりとて弟ペーター・ライヘンスパーガーの檄文を登載せしが、ライヘンスパーガーは即ち、今や北獨逸聯邦議會並にプロイセン議會の選擧は目前に逼れり、プロイセンの舊教徒たるものは須らく一致團結して政綱を定め、第一、教會の獨立を維持し第二、宗教的教育並に基督教的族制に對する攻擊を防ぎて教育の自由を實現せんことを期し、第三北獨逸聯邦の制度を擁護して、中央集權制に反對し、第四、行政制度は地方分權主義に據りて町村郡縣に自治制を行ひ、第五、軍備を縮少して政費を節減するを以てその大綱となす可しと唱へたり(h)。かくてプロイセンの新選代議士中舊教派四十八人は七十年十二月十三日を以て、伯林モーレン・ストラーセの Das Englis che Haus に會して法律學者ザウィニー並に弟ライヘンスパーガーの發議により中央黨(立憲黨)と稱する一政黨を組織したり。次で翌七十一年一月一日より

關新聞 Germania を伯林に於て發行し、新帝國議會の選擧に向て運動を開始し、三月二十一日六十七人(i)の同志を得、獨逸帝國議會中央黨と稱せり。ウィントホルストは當初より評議員の一人たりしが一八七四年マリンクロート死後は黨首としてその辣腕を揮ひ、以てその死ずるの年(一八九一年)に及べり。ビスマークは七十年の秋ヴエルサイユに於て舊教僧侶派組織の計畫ありと傳聞して思はず攢眉せしとのことなるが、プロイセン議會の中央黨が七十一年二月を以てヴエルサイユ大本營に宛て法王俗權回復を嘆願するの上奏文を捧呈せしこと、同七月八日プロイセン政府が二十年來耶蘇會徒並にその黨與を保護し來れる教部省中の舊教局を廢したること、七十三年四月に至り、憲法第十五條等を廢して所謂五月法律を發布したること等、所謂クルツーア・カムプに關するの事實は普通の歴史に詳述しあれば余輩は今之を説かず。

(a.) Die Centrumfraction. 190). S. 3.
(b.) Eugen Richter: Jugend Erinnerungen S. 21.
(c.) M. Spahn: Das deutsche Centrum. S. 13.
(d.) Eine Rede von Prof Brandenburg (Leipziger Ztg. 5. VII. 1907.)

(e.) M. Spahn a. a. O. S. 15.
(f.) Knopp: L. Windthorst. S. 66.
(g.) Kölnische Ztg. Wochen-Ausg. 7. IV. 1910.
(h.) Goetz: Das Centrum. SS 41—42.
(i.) Knopp a. a. O. S. 136. Vrgl Goesz a. a. O. S. 47. Anmerk

(三)

中央黨の教會獨立、地方分權を呼號して起りしものなることは上述の如くなるが、その主張の舊教的敬虔心に基きしてと云ふまでもなし、而して同黨創立の前後にありて、健筆を呵して舊教徒の奮起を促したるはマインツの僧正 Frhr. v. Ketteler なり。ケッテラーは一八一一年十二月二十五日を以てミンスターに生まれ初め法律を學びしも後に僧侶となり、四十八年のフランクフルト議會に列し、五十年を以てマインツの僧正に擧げられしより、越山派領袖の一人として大に奮鬪し、七十一年バーデン第十四區より新帝國議會議員に擧げられしも、次で之を辭職し、七十二年一書(a)を著して、候補承諾、議員辭職の理由を説明したり。この書は冒頭に於て、中央黨の代表せる二大主義は、深く獨逸の國體思想歷史にその根底を有せる政

治上の要義なり、その第一は國家と公民的社會との眞の基礎を爲せるものは宗教道德正義なりとの主義なり、その第二は獨逸帝國の憲法は立法上行政上各聯邦に獨立を與へ之をして有力なる帝國の威權と相調和せしめざる可からずとの主義なりと喝破し、次で第一の主義は國家の利用說實用說に反對する者なりと辯じ、第二の主義に就きては其佛國流の中央集權制に反對するものなるを說き、中央集權的自由制度は何れの邦家に於ても之を行ひ得可く、決して獨逸の特色たるを得ずと斷じ、所謂獨逸自由主義の代表者は猶太人なるに、獨逸民族は今や之に就きて獨逸の國體を聽かんとするかと嘆き、中央黨の主義によりて成立せるの政黨なるとを辯じ、最後に余の候補に立ちしは四十八年の如く憲法制定の大問題に與らんと欲せしが爲なるも今やその事なし、余は佛國流、猶太的自由主義を斥けて基督教主義に基きて政體を定めんと欲せしが自由主義は益々蹶起せり。吾人は表面佛國に勝ちたれど佛國の革命主義は實は吾人を制服せり、これ余の議員を辭する所以なりと斷言せり。この書は發行の年に於て忽ちにして三度その版を更めたり。

七十年十月一日メッツ重圍の中に奮鬪し、佛獨間の干戈正に酣なるの際ケッテラーはヴエルサイユ大本營の帷幄に參せるビスマーク伯に書を寄せて、今日の結果を以て新教の舊教に對して博し得たる勝利なりと論ずるものあれどこれ過てり、又學校を以て勝利の原因なりとなすものあれど獨逸陸軍が忠誠なるはその宗教その信仰によりて得たるの美菓なり、宗教上の自由なくんば獨逸の將來は決して安んず可からずと論せり。(b)。意氣沖天の慨ありと評す可し。この覇氣滿々たる僧正は、夙に國民經濟の發展に伴ふて起れる資本對勞働の軋轢に着眼し、舊教の力を以て社會問題を解決す可しと唱へてラッサールに反對せり。而もその一八六四年を以て公にせる「勞働問題と基督教」と題せる一書は明かにラッサールの感化を受けしものにして、勞働問題卽胃腑問題なりと說き、ラッサールをしてその論鋒の痛快なるに敬服せしめ、舊教徒をして社會政策の忽諸に附し難きことを思はしめたり。一年を隔てゝ六十六年には更に「一八六六年、戰後の獨逸」に於て、「自由主義の國民經濟は勞働者の困阨に對して茫然自失せるが、所謂社會民主黨の運動も、唯同情を以て勞働者の狀態を曝露するの差あるのみ、その主張は學理的經驗に

して、我が勞働者を救濟する能はず、(中略)人類の間に於ける道德的宗教的連鎖を斷つ時は生存を賭して爭ふの手段を除きては、又他に貧富の間に於ける軋轢を調停するの方法を有せず、(c)とて、基督に由るか基督を排するか、二者その一を擇ばざるを得ずと結論せり。かくて一八六九年九月のフルダの僧正會議に於てはケッテラー勞働問題の報告委員となり、次で第一回帝國議會開會前に方りて、起草し七十三年に至りて初めて公にせる「獨逸帝國舊教徒」に揭げたる(d)政綱第十二條には勞働階級、手工階級の組合を再興すること、法律を以て金力の誅求に對して兒童婦女の勞働に從事する者を保護すること、法律を以て勞働時間、日曜休業を規定し、勞働力を保護すること、法律を以て工場の規定を設け勞働者の健康と道德とを保護すること、勞働階級保護に關する法律實施に對し監督官を設定すること等を擧けたり。試みに之を以て社會民主黨の一八六九年のアイゼナハ政綱と比較し見よその如何に細目に涉れるかを知るに足らん。但しその勞働者の爲にせんとするの意志は相同じきが故、當時、黑紅の兩世界主義者の提携を攻擊するものありき。

ケッテラーは一八七七年を以て殂き、マインツの伽藍を終焉の地と爲せり。然

るに翌七十八年二月六日羅馬法王レオ第十三世の發布せる敎書中には第一、道德の鼓吹、第二貧困疾病の救濟、第三、勞働組合保護の必要を說けり。而も一八八〇年を以て公にされたる牧師ヒッツエのKopital und Arbeitはその議論の精到なるに於て遙かにケッテラーの「勞働問題と基督敎」とを凌駕せるものありき。Franz Hitzeは一鄕紳の子にして一八五一年三月十六日を以て生まれ、ヴユルッブルヒ大學卒業後牧師となり、八十年下ライン地方に於て理想的工業家として敬慕さるゝFranz Brandtを會長としてミンヘン・グラートバハ市に新設せられたる舊敎授業者勞働者同盟の書記長となりて月報Arbeiterwohlを董刊し、九十三年十月以來ミンスター大學神學部基督敎社會學(Pastoraltheologie)敎授に任せられたる碩學なり。「資本と勞働」の前半は自由主義社會主義を經濟上より論評したり。而してケッテラーは曩にラッサールの感化を受けしがためか、プロイセンに行はるゝ三級選擧制の資本の專制に歸着す可きを說きて之を攻擊し、普通選擧を可とせしも、而も是亦佛國革命の所產なりとて、一種の階級制度を理想となし、これによりて中央集權に反對して自治卽ち獨逸的自由を行はんとせり(e)。ヒッツエの書の後半は卽ち此制度に

就て論述せるなり。ヒッツエは近世の階級を大小地主、大小工業家、大小商人資本家に分ち先づクルツーア・カムプを中止して各階級の自覺心を養成すると必要なりと說けり。然れどもこの提案は空想たるを免かれず(ヒッツエは經濟學を稱して「所謂科學」なりと罵りしも、而もこの派の論者は經濟學を研究すると淺薄にしてこの所說缺陷あるを免れず。要するに「舊敎社會政策論者の神髓は卽ち基督敎の世界觀にして、これ恰かもマンチエスター派巧利論者の個人主義に、近世社會主義の物質的世界觀にサンシモンの新基督敎にその學理の基礎を置くが如し」(f)。

舊敎徒の社會政策に關する所說は右の如し、而して其實際に於ける運動は如何と云ふに、一八六八年六月クレーフエルトに開ける基督的社會同盟の會合に於て、同年エッセンに於て創刊せるDie christlich-soziale Blätterを基督的社會黨ステッカーの七十八年に創立せる者とは異る)の機關と認めたり。翌六十九年九月九日獨逸舊敎同盟會の總會に於て基督敎社會同盟組織の準備常設委員を設け敎授Schulte男爵Schorlemer牧師Grouheidを之に擧げしに、委員は同月フルダの僧正會議の報告の範圍に於て檄文を公にしたり(g)。此年牧師Klausmannエッセンに於て基督敎的

勞働同盟を起し、二年以内に會員の數一千人に上れり。七十年に至り同じく牧師たる Dr. Mosler 並に Dr Litzinger の之に加盟するや何れも世故に長け且社會政策に關して學識を具へしより實權はその掌裡に歸せり。七十一年の帝國議會の選擧に際し夙に中央黨と衝突を起せしも軈て妥協を遂るを得たり。初め七十年耶蘇會徒エッセンに來りて同じく勞働者同盟を起し會員忽ちにして數千人に達せり。モーズラーは耶蘇會徒を好まず、七十一年には之が放逐を帝國議會に請願し、同年又 Essener Blätter を創刊せり、後に基督教社會的勞働者大會の中央機關となりしものこれなり。かく耶蘇會徒に對する反抗甚しかりしが爲、七十一年七月三牧師共に或は轉職或は休職を命ぜられ、同盟も亦仆れんとせしが七十二年五月アーヘン職工同盟の副教師牧師 Laaf エッセンに轉任を命ぜられて會務に執掌し、Esse-ner Blätter はその表題を Rheinisch-west fälische Volksfreund と改め、グループ工場員 Stötzel をして之が編輯に當らしめたり(h)。

エッセンにては獨立の勞働運動かく失敗せるが、アーヘンの牧師 Croneberg は公然中央黨に反抗するを避け、パウル同盟を社會的運動の機關となし一時は會員五千人に上れり。パウル會館 Paulshaus は新築せられ同盟會員の集會用に供せられたり。然るに會運の隆盛に向ふや自覺心漸くにして起り、中央黨の選擧機關 Konstantia と相反目するに至れり、かくてエッセンより轉任し來り基督教社會主義のマルクスの稱あるリッチンガー背後にありて之を援けしにも拘はらず、七十六年四月クローネベルヒは轉任を命ぜられ、翌年一月の總選擧に基督社會派の候補者ラーフは四千百九十二票に對する四千百十四票の得票を以て中央黨の公認候補者に破られたり。かくてアーヘンにてはクローネベルヒ去て運動全く衰ろへしも、エッセンにありては之に反して同じ總選擧にステッツエル決選投票に於て公認候補を破りて當選せり、これ自由主義者が比較的少害なりとてステッツエルを援けしが爲なり。茲に於てか中央黨も遂に所謂基督社會主義の要求を容るゝこととなりたり、而してステッツエルは以後の總選擧に於ては舊教徒全部の應援を得(i)八十七年には反對の候補者として立てる小グループをさへ破りたりき。

(h) Christlich-soziale Blätter に一八七九年の當時獨逸に存せる舊教徒の社會改革的團體に付て記す所あり、今參考として茲に抄出せんに、第一に記す可きは "Vater Kolping" (1813—64) の1

八四六年以來各地に設立せる職人同盟にしてこの數四百三、會員の數三萬五千五百人に上れり。之が本部をキョルンに置き、講演讀書等を以て會員の精神上の修養に資せんとし、之が豫備として徒弟組合を設け、會員の獨立を得たるものは又親方組合を設けたり。

Frhr. v. Schorlemer は之に倣ひて一八六〇年ウェストファアーレン地方に幾多の農民同盟を起し、一八七一年には之を合してウェスファアーレン州農民同盟を組織し會員一萬四千人を有せり、但しこの團體は新教徒をも收容したり、以上の組合は何れも宗教政治を議するを得ずと規定せるが、六十八年を以て起れるバイエルン愛國農民同盟は Frhr. v. Hasenbrädl の主唱に係り會員八九千を數へ全然政社たり、但し矯風保險の目的をも有せり。この他ナッサウ、上シュレージエン西プロイセン等にも農民同盟あり、六十八年に起れる葡萄栽培者同盟あり、女工同盟は Hospiz を合せてこの數十六、Hospiz の最も古きはミンヘン・グラードバハに牧師 Liesen の設立せるものこれなり。七十七年ライン州地方に組織されたる國民經濟同盟は有產者の團體にして會員三千、保險貯蓄等のことに當り週報を發行せり。

(a.) Die Centrum-Fraktion auf dem ersten Deutschen Reichstag.
(b.) Ebenda. S. 35—41.
(c.) Deutschland nach dem Kriege von. 866 S. 230.
(d.) Die Katholiken im Deutschen Reiche. Entwurf zu einem polit. Programm. S. 8.
(e.) Deutschland nach dem Kniege von 1866 S. 104—112.
(f.) A. Thum: Die Sozialpolitik des deutschen Katholizismus. (Schmollers Jahrbücher. 6. Jahrg. 3. Heft. S. 22.)
(g.) J. Wenzel: Arbeiterschutz und Centrum. S. 19.
(h.) A. Thum a. a. O. S. 49—50.
(i.) Ebenda S. 50—54.

(四)

一八七四年にはウイントホルストは黨略上社會政策を中央黨の政綱中に掲ぐることに反對せしが、七十六年の秋を以つて公にせる對選擧の中央黨檄文には、之に言及し、次でエッセンに於ける基督教社會主義の勝利は、遂に中央黨の幹部を動かし七十七年三月十九日勞働者の本尊たる聖師ヨーゼフ(聖母の夫)の日を以て伯爵 v. Galen の名を以て勞働者保護の動議を議會に提出し、同二十三日ガレーン伯は之が說明を試みたり。これ實に獨他政黨の曾て試みざりし處にして、中央黨の動議一度提出せらるゝや同二十四日國民自由黨のリッカート等は徒弟問題仲裁制度採用に關して決議案を提起し、社會民主黨は漸く四月十一日に至りて動議を提出したり。當時社會黨員は僅に十二人に過ぎず、而して動議提出には、贊成者十五

人を要するの規定なりしを以て、中央黨のライヘンスバーガー等の助力を得て初めてこの動議提出の運に至れるなり。中央黨の提案は主として一八六九年の營業取締規則を修正せんとするものにして、日曜の休業を規定し、徒弟に對するの關係を定め、工場に規則を設けて十四歳以下の少年の勞働を禁じ、婦女の勞働を制限する等の問題に就き調査委員を設置せんとを建議せんとせり。之が討議は四月十六日より十八日まで三日間に亘りて行はれ、リッカート等は中央黨の世界觀は陳腐なりとて、吾人は近世思想の産兒たるを以つて得意なりとなすものなりと論じ、又當時ベーベルは Religion ist Privatsache 宗教は私事に屬すと揚言せり。案は他の諸案と共に二十一人の委員に附託せられしが、中央黨の主張は委員會に於ては保守派の贊成ありしのみにて、七に對する十二の多數を以て否決せられたり(d)。マンチエスター主義のなほ能く獨逸政治家の思想を支配し得たりし當時に於てこの結果を見しは蓋し怪むことを須ゐざる也。

社會民主黨の提案は營業取締規則の一部修正案にして、グルマニアは當時(b)之を評して、「社會民主黨帝國議會代議士の社會民主黨的ならぬ提案なり」と呼べり。

ウイントホルストは議會に於て(四月十八日)帝國議會に三十人の社會黨員を出すは敢て恐るゝことを要せず、否却て有益なり、蓋し社會黨員にして公衆に於てその意見を發表せずして議會にその主張を提起せんか、勢ひ具體的とならざるを得ず隨て之と商議するを得可しと云へる政友マリングロートの言を援きて社會民主黨は具體的になれりとて之を喜びたり。社會黨の提案は瑞西の工場法を模範とせるものなりしも瑞西法に勞働時間十一時間とあるを十時間とし、毫も夜業を禁止せざるを殆んど禁せんとしたる等、勿論改善せる所なきにあらざりき。而もその毫も道義の感念を根抵とせざるはこれより先ベーベルが匿名にて基督教と社會主義と題する冊子を發行し、我彼の相兩立し難きものなることは水火の如しと斷言せるに照して之を知り得可し。而してベーベルは議會の討議に於ては提案は無神論的唯物論的人道主義の見地に基くものにして、基督教道德の主義によりて主張せらるゝものとは全く相異れりと說けり、その世界觀に從へば人類は至高の發展を遂げたる動物たるに過ぎざるなり。等しく營業取締規則改正を主張せりと雖もその中央黨と見地を異にせるや霄壤も啻ならざるなり。要するに社會

黨が本案を提出したるは徒らに空想にのみ趨る時は永く人心を繫ぐ能はざるが爲にして、眞に案の通過を欲したるにあらず、否越山派たる中央黨攻擊の武器としてライン地方黨勢擴張上之を提出するの必要を認めたるに過ぎずと評するものさへありき(c)。

聯邦政府は一八七八年二月二十三日營業取締規則修正法案並に營業裁判所に關する法案を提出したるが、之を評して、中央黨の勞働者保護法制定請求に對する第一回定期拂込なりと云へるもの(d)ありき。而も七十八年は極めて多事の年にして、自由主義者に對するビスマークの態度は漸く一變せんとし、且社會黨鎭壓法は提出せられたり。同法に對しては中央黨は終始反對の態度に出でしが、ビスマークは保護貿易主義實施の必要より、遂に中央黨と提携して、教會政策上之に讓步する所あるに至れり。而して社會改革勞働政策に於てはビスマークは主として保險法制定に重きを置きしに、中央黨は之に滿足せず常に勞働者保護の必要を唱へて止まざりき。かくて一八八一年十二月十一日 Frhr v Hertling は中央黨を代表して政府に質問を提起し、工場法を修正して日曜休業を勵行し、婦女幼年者の勞働

に關し更に保護の範圍を廣くするの計畫ありや否やと質し、同年の勅語を前提として勞働者の健康道德並に其家族の神聖を保護せんことを要求せり。一八八四年の總選擧には自由主義者大敗せるに反して中央黨は議會に於て初めて殺活の權を有するに至り、社會問題に付ては就中新代議士ヒッツェを得て黨議に重きを加ふることとなれり(e)。

茲に於てか同年十一月二十日議會開會卽日中央黨は遂に親から勞働保護建議案を議會に提出したり。提出者は男爵ヘルトリング男爵ショーレマー並に Dr. Lieber にして建議案の要點は日曜祭日の勞働を禁じ、工場に於ける幼年者婦女の勞働を制限し、並に成年男兒の勞働最長時間を規定するの法案を議會に提出せんことを要求するにあり。次で帝國黨は十二月十日婦人の勞働時間に關し、翌八十五年一月十二日保守黨は幼年者並に既婚婦女の勞働に關して法案を提出し、その他同十三日國民自由黨は中央黨案に對する修正案を同二十九日社會民主黨も亦同一種の法案を提出したり。男爵ヘルトリングは一月十四日議案提出の理由を說明せしにビスマークは翌日反對演說を爲せり。ヒッツェは十六日に至りて處女演

說を試み、我黨は工場法の問題を以て保險法の問題よりも重要なりと認むるも而も保險法の提出さるゝや之が通過に盡瘁したりとて、ビスマークが黨略云々の言を放て中央黨に誠意なしと攻擊したるに對し一矢を酬いたり。同日社會黨のAuerは日曜勞働を評して宗教改革は當時の權勢を握れる社會階級の爲に一層勞働力を利用するの目的を以て充分に實行せられたりと云へり。案は一月十七日を以て二十八名の委員に附託せられ、十日の後(二十六日)中央黨は更に自から法案を之に提出したり。これビスマークが曩にその成案なきを攻擊したるが爲めなり。而も法案は未決の儘にて會期を結了したり。(f)

一八八五年十一月十九日より始まれる次の會期に於ても中央黨と、社會民主黨とは各々前會期と同一の法案を提出したり。十二月三日大體論を試みし際、リーバーは演說して曰く、勞働者保護の法律を制定せずんば又社會改革を談ずるを得ずと。委員會に於て工場監督官を增加すること、勞働裁判に關して法案を提出するの兩點を政府に建議することに決し本會議亦之を容れたり。但し彼は聯邦院之を容れず、是は九十年まで成案脫稿せざりき。その後八十七年には日曜勞働禁

止、八十八年には幼年者婦女勞働制限に關し法案議會を通過せしも聯邦院は之を否決せり。ビスマークの殖民政策を好まざりし中央黨は八十四年以來漸く政府と乖離し、八十七年その陸軍擴張案の否決聯合軍に投ずるに至りて、議會の解散となり、ビスマークは保守、帝國、國民自由三政黨の Kartell を恃みて、政權を維持せしに、九十年の總選擧はカーテルの敗北となりしより、ビスマークは再びウイントホルストと握手せんとして懊惱せる際、遂に新帝の逆鱗に觸れて失意となりしの事情は事新しく說く迄もなし。而してカーテル議會に多數を制せし際は中央黨は勞働者保護に努めしもその効なかりしが、九十年五月六日新議會の開會さるゝや政府は第一に勞働者保護法を提出したり。是より先ビスマーク退隱(三月十九日)に先ち同年二月四日の詔勅は勞働者保護を約し、十四日プロイセン參議院會議を開くやヒッツエは專門家として之に參列したり。次で三月十五日より二十九日迄萬國勞働者保護會議を伯林に開きし際、ブレスラウの僧正公爵 Kopp 羅馬法王廷を代表して之に列席したるを以て中央黨は大に之に滿足したり。政府の提案は營業取締規則改正案と題し社會黨以外に於て本案に反對せしはカードルフ等一、二

に過ぎざりしが討議愼重第二讀會に二十五回を重ね、一年の後一八九一年五月六日を以て第三讀會を了り翌年四月一日より之を實施せり。その規定は從來の工場監視官を營業監視官に改め、日曜の休業を命じ學齡兒童の工場使用を禁じ、婦人の勞働時間を十時間に制限する等何れも中央黨年來の主張に過ぎざりき。(g)

(a.) Wenzel. Arbeiterschutz und Centrum. S. 21—36.
(b.) 13. IV. 1877.
(c.) Wenzel a. a. O. S. 43—52.
(d.) Frhr. von Hertling.
(e.) Spahn: Ernst Lieber S. 18.
(f.) Wengzel a. a. O. S. 80—104,
(g.) Eounda S 170—203,

(五)

プリートリヒスルーエに退隱せるビスマークは一八九五年三月を以て誕辰八十回の祝典を擧行したり。當時保守黨出身の帝國議會議長は親から動議を提出して帝國元勳に對して賀表を贈らんとせしに、中央黨は社會民主黨急進黨等と聯合して之を否決し、議長の憤然として辭職するや、自黨より後任者を出し、爾來九百

六年の末迄、常にその椅子を自派に占有したり。これ決して無意味の現象にあらず、能く當時に於ける中央黨の勢力を表示せるものなりき。九百七年一月ビューロー公が一度自由保守諸政黨の聯合軍ブロックを率ゐて中央黨征討を目的として、總選擧に臨むや、ミンスター大學教授 Von Savigny の如きは小冊子(a)を公にして、中央黨の國民主義諸政黨と反目するの不利不當なるを說き、門外漢をして中央黨の失敗を豫想せしめしも開票の結果は之に反して中央黨の地盤は却て鞏固を加へたるの觀ありき。これその九百九年度の財政改革案帝國議會に提出せらるゝに際し容易に保守主義者と妥協して、政敵ビューロー公を陷いれ得たる所以にして、獨逸政界に於ける中央黨の跋扈は實に一朝一夕のことにあらざるなり。而して、余輩が本篇を起稿したる趣意は、此中央黨の勢力の因て基く所に就てその一端を說明し、獨逸政界の事情を探究せんとするに止まらず、更に他に理由の存するものあり。

個人主義、自由主義、啓蒙主義に反對して起れる浪漫主義が卽ち保守黨社會黨に對すると同じく中央黨に對してその根本思想を供給せることは冒頭に述べたる

が如し。之を以て反動主義なりと云ふも可なり、之を以て新保守主義なりと云ふも可なり、之を以て信仰主義なりと云ふも可なり、之を以て教理主義なりと云ふも可なり、之を以て帝國主義なりと云ふも可なり、之を以て國家主義なりと云ふも可なり、兎に角浪漫主義の新思想が前世紀の三四十年代より歐洲の思潮を左右するに至れることは否む可からず、この新思想の夙に事實の上に現はれんとするに至りて始めて歐洲の文明を輸入したる我國に於ては果して、能く個人主義、自由主義、啓蒙主義の精髓を咀嚼し得たる後に於て浪漫主義の發生を來せりや將た又深くこれらの主義を味ふに及ばずして早く浪漫主義に醉ひることなきか、これ實に明治時代思潮史研究上の好題目たり。而して、獨逸中央黨の勞働者保護運動に顧みる時は、余輩は又我浪漫主義の未だ大に徹底せざるものあるを認めずんばあらず。佛者の世界觀は、能く勞働者の福音たり得可きも余輩は如何なる宗派が工場法通過の爲に運動せりやを知らず、僧侶出身にして代議士たるものは或は之あらん。而も余輩の寡聞なる未だ我國のウイントホルストたり、ケッテラーたり、ヒッツエたるの名僧あるを知らず、社會問題に對して馬耳東風悠々消光するは決して能

仁寂默覺者の本意にあらざる可し。否余輩は敢て佛者をのみ咎むるものにあらず、漢學復興の聲を放て得意なる一派の人士に向ても問ふ所あらんとす、卿等は儒教の世界觀を以て社會問題を解決せんとするの抱負なきかと。仁義忠恕と說く孔子は曰へり丘也聞有國有家者、不患寡而患不均、不患貧而患不安、蓋均無貧、和無寡、安無傾(b)と。而して董仲舒は更に曰へり、孔子曰、不患貧而患不均、故有所積重則有所空虛矣、大富則驕、大貧則憂、憂則爲盜、驕則爲暴、此衆人之情也、聖者則於衆人之情見亂之所從生、故其制入道而差上下也、使富者足以示貴、而不致於驕、貧者從以養生、而不致於憂、以此爲度而調均之、是以財不匱而上下相安、故易治也、今世乘其度制、而各從其欲、欲無所窮、而俗得自恣、其勢無極、大人病不足於上、而小民羸瘠於下、則富者愈貪利、而不肯爲義、貧者且犯禁而不可得止、是世之所以難治也(c)と。以て社會問題の解決に方りてその根底となし得可き思想なるにあらずや。或は曰く報德の教は甚だ董仲舒の所論に似たりと。果して然らば明治時代思潮史の研究は益々興味饒しと云ふ可きなり。

(a) Die Reichstagsauflösung, das Zentrum und die nationalen Parteien.

(b) 論語季氏第十六

(c) 春秋繁露度制第二十七

（明治四十三年五月盡稿了）

宗教改革時代と資本主義

阿部秀助

羅馬の歴史は、夫れ尚ほ一大湖水の如きか、古代文明の流は、交々、此湖水に入りて、やがては中世の流となり、永遠に近世の大海に注げり、故を以てか、偉才「ランケ」の如きは、羅馬人にして存在せざらんか、吾人々類の歴史は、左迄、價値あるものにあらざることを主張するに至れり。(Leopold v. Ranke, Über die, Epochen der neureen Geschichte, S.22)

此偉大なる羅馬が一日にして成らざりしが如く、彼の滅亡も亦た一日にして起りしにあらず、誤の生ずるや、よりて兆する處あり、國家の滅亡も亦た其兆する處なからざる可からず、然かも大帝國滅亡の源因を以て、只だ單に「ワンダル」王「ガイゼリク」の侵入と、政治上の實權が「ゲルマニ」傭兵の手に掌握せられしのみに歸するは皮想の見解たるを免れず、其根本的源因に至りては、實に紀元一世紀以來、史上屢々見るが如き戰爭、惡疫、飢餓、地震、惡税等に歸せざる可からず。(Robert Poehlmann, Roemi sche